様式第７（第７条関係）

租税特別措置法第58条第３項の出資であることの認定申請書

経済産業大臣　殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認 定 番 号	

申請者名　　㊞

住　　所

租税特別措置法第58条第３項の出資であることにつき、租税特別措置法施行規則第21条の15第６項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請に係る出資の予定年月日、金額及び区別（設立・増資等）

2　出資の相手方（以下「相手方」という。）の名称、所在地及びその営む事業の概要

3　相手方の資金の使途並びに資金の調達の実績及び計画

4　相手方の鉱区設定に係る契約の契約書の写し、その他これに準ずる書類であつて当該出資に係る資金が新鉱床の探鉱に充てられることを説明するもの

号

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第21条の15第６項の規定により認定する。

年　　月　　日

経済産業大臣

記名押印

様式第８（第７条関係）

租税特別措置法第68条の61第３項の出資であることの認定申請書

経済産業大臣　殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認 定 番 号	

申請者名　　㊞

住　　所

租税特別措置法第68条の61第３項の出資であることにつき、租税特別措置法施行規則第22条の59第６項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請に係る出資の予定年月日、金額及び区別（設立・増資等）

2　出資の相手方（以下「相手方」という。）の名称、所在地及びその営む事業の概要

3　相手方の資金の使途並びに資金の調達の実績及び計画

4　相手方の鉱区設定に係る契約の契約書の写し、その他これに準ずる書類であつて当該出資に係る資金が新鉱床の探鉱に充てられることを説明するもの

号

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第22条の59第６項の規定により認定する。

年　　月　　日

経済産業大臣

記名押印

○経済産業省告示第百十四号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第四項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となつて効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る告示（平成二十一年経済産業省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　　経済産業大臣　林　幹雄

本則中「第二十六条の二十八の五第十二項」を「第二十六条の二十八の五第十五項」に、「第四十一条の十九の三第七項第一号」を「第四十一条の十九の三第八項第一号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省・経済産業省告示第二号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十三項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成二十五年国土交通省・経済産業省告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

経済産業大臣　林　幹雄

本則中「第二十六条の二十八の五第十項」を「第二十六条の二十八の五第十三項」に、「第四十一条の十九の三第七項第一号」を「第四十一条の十九の三第八項第一号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省・経済産業省告示第三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）の施行に伴い、平成二十一年国土交通省・経済産業省告示第四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

経済産業大臣　林　幹雄

第一号中「同条第七項第一号」を「同条第八項第一号」に、「居住者」を「個人」に改め、第二号中「同条第七項第二号」を「同条第八項第二号」に、「居住者」を「個人」に改め、第三号中「同条第七項第三号」を「同条第八項第三号」に、「居住者」を「個人」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省・経済産業省告示第四号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第二項第二号ロの規定に基づき、消費税法施行令第十八条第二項第二号ロの規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法（平成二十六年三月三十一日国土交通省・経済産業省告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

経済産業大臣　林　幹雄

第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第一項第二号」に、「封印をいう。次号」を「封印をいう。同号」に改める。